

第 2 回能勢町障がい者計画等推進委員会議事録

開催日時	平成 29 年 10 月 6 日（金）午前 10 時 00 分から 12 時 00 分	
開催場所	能勢町保健福祉センター 2 階 多目的室	
議 題	(1) 障害者計画等（骨子）について (2) その他 次回開催について	
出席者	委 員	野村恭代、中田佐、塩田恒美、田邊康、藤原勇、細谷常彦、高橋基樹、中幸男、坂井幸一、松下和之、大崎年史、高田聡文、片瀬真由美、永棟真子、浦田なつ美、重金誠（敬称略）
	事務局	瀬川、花崎、大植、疋田（敬称略）

議事の内容

事務局

【開会】

定刻となりましたので、若干お見えでない委員様がいらっしゃいますけれども、第 2 回の会議を始めさせていただきたいと思っております。本日は誠に忙しい中、そしてまたお足元の悪い中、繰り合わせご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

なお、本日、あらかじめ都合によりご欠席の連絡を頂戴している委員様がいらっしゃいますので申し上げます。能勢町身体障害者福祉会会長の八木様、能勢町国民健康保険診療所の宇佐美医師、精神障害者地域活動支援センター咲笑の相談支援専門員の石川様、またオブザーバーとしての出席の予定でございました大阪府池田子ども家庭センターの菱山様におかれましては欠席ということであらかじめご連絡を頂戴しております。

それでは、野村委員長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長

【あいさつ】

おはようございます。大阪市立大学の野村です。着座してお話しさせていただきます。今回は第 1 回目の今年度の委員会ということで、アンケート調査実施にあたりまして皆様から非常にたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日は、アンケート調査も無事に終了いたしましたして、その結果についての事務局からの報告と、それから今後どのように能勢町の障がい者計画を作成していくかということについて具体的に中身に入っていくという状況になりますので、前向きな、建設的なご意見を賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

障がい者福祉計画等とはまた別件になりますけれども、この 9 月、先月、厚生労働省から「我が事・丸ごと」の最終のとりまとめが発表されていま

す。それを受けまして、さまざまな福祉専門職の団体がどのように今後専門職として活動を地域で行っていくかということについて議論を始めていくところ。先月、ちょうど最終のとりまとめが出た直後に実施されました全国精神保健福祉士の大会の場においても「我が事・丸ごと」という取り組みを見据えて、今後医療機関で主に活動していた精神保健福祉士がいかに地域に出て専門性を発揮するのかということについて議論が行われていたところ。す。

そのように、大きく日本の社会福祉のあり方、また地域福祉を基盤とした福祉施策への移行というものが進められていくわけですけれども、障がいをお持ちの方への福祉も地域の中でどのように進めていくかということがおそらく今後は主な論点になってくるかなと思っております。

少し余談も入りましたけれども、本日は限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。それでは、これより先の議事進行につきましては野村委員長にお任せをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、早速ですけれども次第に沿って進行していきたいと思っております。次第の2議題の(1)障害者計画等(骨子)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【(1) 障害者計画等(骨子)について】

議題(1)障害者計画等(骨子)について説明させていただきたいと思っております。資料は、あらかじめ配布させてもらっています1から8の資料になります。資料1「第3期能勢町障がい者計画、第5期能勢町障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画策定にあたっての考え方(計画の骨子案)」、また資料2の「アンケート・ヒアリング調査の結果の概要」をメインに見ていただきながら説明をさせていただきたいと思っております。

資料1をご案内いたします。前回、第1回の委員会のときもお話しさせてもらったとおり、平成29年度中に障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画という3つの計画を策定することとなっております。

まず1つ目の第3期能勢町障がい者計画について骨子の説明をしてまいります。平成26年1月に批准された障害者権利条約、また国が示している障害者基本計画(第4次)の骨子案、これは平成29年度中に策定されるものになります。こちらの障害者基本計画は、資料3になります。こちらの障害者基本計画の位置付は、障害者基本法に基づき策定される政府の障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策の最も基本的な計画にな

ります。

基本的な方向性は、資料3の「Ⅲ. 各分野における障害者施策の基本的な方向」になり、大きく11の項目となっております。「1. 安全・安心な生活環境の整備」、「2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」、「3. 防災、防犯等の推進」、「4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」、「6. 保健・医療の推進」、「7. 行政等における配慮の充実」、「8. 雇用・就業、経済的自立の支援」、「9. 教育の振興」、「10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興」、「11. 国際協力の推進」という11の骨格となっております。

もう1つ、大阪府の障がい者計画は、平成27年3月に改定されております。これにつきましては、大きく5つの枠組みがあり、資料1のCになります。こちらにつきましては、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」、「社会障壁の除去・改善」、「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」、「多様な主体による協働」の5つを枠組みとして策定されています。

そこで、能勢町の障がい者計画も、こういった国の計画や大阪府の計画に沿った計画を策定していきたいと考えております。

そこで、2ページに計画の枠組みを示させていただいております。第3期能勢町障がい者計画で大きく6つの枠組みを設けさせていただきました。こちらには、第2期の能勢町障がい者計画に関連させて枠組み案を示させていただきます。

1つ目は「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」、2つ目は「いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進」、3つ目は「生活の質を高める生活支援の推進」、4つ目は「心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進」、5つ目は「ともに学び成長する教育の推進」、6つ目は「人権を尊重し合いともに生きるための啓発と交流の推進」。この6つの枠組み案としてお示しさせていただきます。

この第3期能勢町障がい者計画の基本理念としまして、2ページ目の一番下にある「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち」を基本理念として、第3期障がい者計画を策定していきたいと考えております。

こちらは、第2期能勢町障がい者計画の基本目標を参考にしております。第2期能勢町障がい者計画の基本計画は、「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生の実現を目指すものである」といったところが、第3期能勢町障がい者計画の基本理念としまして、第2期能勢町障がい者

計画との整合性を図る観点、連続性から、「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち」を基本理念とさせていただきたいと思っております。今回、国の指針にもあるとおり、地域共生社会の構築といったところからも、こういった基本理念にさせていただきました。

次に、3ページ目は、先ほど申し上げた6つの施策分野の計画を策定していくにあたり、施策の方向性を細かいところで1つずつ位置付けていきたいと思っております。それにつきましては、前回にも議論させていただきましたアンケートを計画に反映させていきたいと考えております。

調査結果の関連項目をどう結びつけていくかを3ページの一番右に載せています。1つずつ説明をさせていただきます。

資料2になります。資料2は、3つの計画の見直しと策定のためのアンケート・ヒアリング調査の結果の概要になっております。

1ページ目になります。今回、第1回目にアンケートの案を出させていただいた中で、さまざまなご意見をいただいた中で、アンケートを修正させていただいたところです。アンケートを配布するときに各委員様には修正させていただいた分をお送りさせていただきましたところでございます。調査票は平成29年6月30日に送付をさせていただきました。対象者は、障害者手帳の所有者726人、障がい者関係の施設・団体様が14事業所と4団体にも送らせていただきました。

回収は、障害者手帳所有者は390件、事業所・団体様は14事業所と4団体は回収できたところです。回収率は、障害者手帳所有者は53.3%、事業所様・団体様は100%回収させてもらっています。

それに基づき、聞き取り調査を各施設・各団体様に8月15日から21日にかけて行わせてもらいました。そのアンケートとヒアリングをもとに今回計画のほうに反映させていきたいと思っております。

まず、調査結果についてご説明させていただきます。3ページ目の問20-3に外出時に何か困ることというところは、今回の福祉の施策分野「暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進」、施策の方向性「福祉のまちづくり」の部分に反映させていきたいと思っております。これは、24ページにアンケートの結果がございますけれども、そこで外出時に困ることという質問に対して、やはり何かしら困ることがあるといった回答が67.9%ございました。具体的な内容は、公共交通機関が少ない、外出にお金がかかるといった回答がございました。

次に、問52の「今後、能勢町に力を入れてほしいこと」になります。これは35ページにアンケートの結果があります。ここで能勢町に力を入れて

ほしいところの最も割合が大きかったところは、医療費負担の軽減という内容でした。また、2番目以降は移動手段の充実でした。

次に、施策の方向性の中の「住環境の整備」での関連項目になります。資料2の4ページの間7「福祉施設以外で暮らすのに必要と思うもの」では、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の一番割合が大きかったところです。こちらにつきましても、やはり地域の支えあいというところが大切になってくるところと思っているところがございます。

次に、「情報アクセスの整備」という施策の方向性のところで、4ページ目の間36「今後、充実してほしい情報」という質問項目で、「今後、充実してほしい情報がある」という回答が全体の61.3%ありました。これにつきましては30ページにアンケートを集計した細かい内容がございます。

こちらの情報アクセスの整備に関しては、各団体様、施設でヒアリングを行った結果として、新しいニュータウン等では情報が共有できていない地域があるといったお話や、学校卒業後の情報共有が薄くなりがちといったご意見がございました。

次に、「防災・防犯対策の充実」の施策の方向性は、アンケートの間44「災害時困ること」の中で「災害時に何らかの困ることがある」という回答が全体の70%ございました。具体的な内容は、避難場所の設備や生活環境が不安である、安全なところまで迅速に避難することができないといったところが割合としては高いところがございます。

次に、施策分野の大きな二つ目としては「いきいきと活躍できる自立と社会参加の推進」で、雇用と就労の促進といった方向性では、福祉的就労の場の整備・推進、職業リハビリテーションの充実といった社会参加の推進で、アンケートの項目の資料の6ページになりますけれども、間37-3「仕事をする上で困っていること」という項目では、「何かしらの困っていることがある」が49.4%。また、間40「障がい者の就労支援として必要だと思うもの」で、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」といった項目として26.1%という割合でございました。

今回、こちらの質問項目に対して職場の人間関係や、上司や同僚の方に障がいの理解があることといったところがやはりこのアンケートで割合が高かったです。障がい者のことについて理解されるということが大切なのかなと思われまます。理解されるということは、やはり障がい者に対してやさしいまちづくりということがございます。今回の第3期能勢町障がい者計画の理念にございます地域のあらゆる住民が共に支え合い、高め合うことができる地域共生社会を構築していく上でも重要なことかなと思ってお

ります。

次に、施策の方向性の中で、スポーツの振興とか文化・芸術の活動の中の項目といたしまして、資料2の7ページ目にございます問25「今後の活動希望」になります。そこでは、「今後何らかの活動を希望している」という回答が61.8%ございました。内容としては、42.4%の買い物であったり、旅行、レクリエーションであったり、そういった外に出て活動する希望を持たれている方が多いということでございます。

次に、施策分野の大きな三つ目といたしまして、「生活の質（QOL）を高める生活支援の推進」というところになります。こちらは、施策の方向性は、「福祉サービスの充実」、「生活における相談支援の充実」という2つの項目になっています。こちらの二つの方向性を計画に盛り込んでいくのに、8ページ目の問16の質問項目から計画に反映していきたいと思っております。

問16「現在のサービス利用状況と今後のサービス利用意向、利用意向がとて高いサービス」では、「相談支援」という割合が大きかったです。

問51、問28、問31になりますけれども、問51は「障がい福祉サービスを利用しやすくするために希望すること」では、「利用しやすくするために何らかを希望する」とあります。その具体的な内容としては、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」ということや、「利用についての申請や手続きの方法を分かりやすくしてほしい」といったことがございました。

問28「現在、困っていることや悩み事」では、「現在、何らかの困っていることや悩み事がある」という回答が57.8%ありました。具体的な内容としては、自分の老後とか健康、体のこととありますが、緊急対応ということも依然として大きいということです。

問31「今後、相談体制に希望すること」でも、やはり55.8%という大きな割合がございました。具体的な内容は、「どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」、「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」、「休日・夜間などいつでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」といったところが大きな割合を占めています。

こちらの項目も、やはり相談体制が福祉サービスを利用するにあたってご理解していただくというところで利用される方との連携が大事になってきますので、生活支援の拠点の整備といったところも国の指針で言われているところになります。また、能勢町としましては、今年度から基幹相談支援センターを立ち上げておりますので、連携しながら相談体制を構築し

ていけたらと感じております。

次に、施策分野の大きな4つ目の「心身の健康を保持・増進する保健・医療の推進」という項目で、資料1の4ページ目になります。保健サービスの充実や医療体制の充実を施策の方向性として計画に盛り込んでいきたいと思っております。こちらは、アンケートの間22「あなたの現在の健康状態」でございました。「定期的に病院、診療所に通っている」が60.2%という大きな割合になっておりました。問23-1では、「主な病院、診療所の場所」は「能勢町以外」の病院・診療所を使われている方が52.4%でございました。そのあたりを、アンケートごとにこの保健・医療の推進に盛り込んでいきたいと思っております。

次に、「ともに学び成長する教育の推進」という施策分野では、11ページに書かせてもらっているアンケートになります。問42-2「通園・通学上の問題点」として、最も割合が高いところが「職員の理解や配慮が足りない」。また、問42-4の質問「学校教育に望むこと」として、「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」、「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」、「個別指導を充実してほしい」が21.7%で割合が高いところでございました。このあたりも、教育委員会や保育所とか各関係機関との連携をとっていかないといけないということが重要な点と思っております。

次に、施策分野の6つ目の「人権を尊重し合いともに生きるための啓発と交流の推進」になります。施策の方向性としては、啓発活動の推進、住民参加による福祉の推進、交流の促進を方向性として計画に盛り込んでいきたいと思っております。

アンケートでは、12ページにございます問26以降になります。問26に関しては「日頃に生活していて感じること」の中で、やはり何かしら感じる場所があるというようなところで、46%という高い割合がございました。具体的な内容は、「自分たちの力で生活しているから、特別な扱いはしないでほしい」といったことや、「自分たちの生活の実情をもっと知ってほしい」、「障がいのある方がもっと積極的に外に出たほうがいい」が高い割合でございました。

次に、問47です。「差別や嫌な思いをしたことの有無」では、「ある」という回答が23.8%。また、問47-1の質問の中で「差別や嫌な思いをした場所」では、「外出先」が40.2%でございました。2番目以降は「住んでいる地域」、「病院などの医療機関」、「学校・仕事場」が高い割合でございました。

また、問 48「差別がなくなるために必要だと思うもの」で、必要なものはあるといった回答は 45.7%という割合でございました。差別がなくなるのに必要だと思うものの具体的な内容は、「どのようなことが差別に当たるかという具体的事案の周知」が 27.6%、「障害者差別解消法の周知」が 19.9%でございました。

各事業所様と各団体様にヒアリングを行った結果としましても、差別に関する経験としては、障がい者への理解がまだまだであるといったご意見や、本人が感じるよりも親が差別などを感じる人が多いといったような意見もありました。こちらに関しましても、今回、障害者差別解消法とか障害者虐待防止法とかができていますので、周知とか、今まで以上に把握していかないといけないといったところにあります。

今回、障がい者計画を策定するのに、資料 2 で説明させてもらったアンケートをもとに反映させていきたいと思っております。この障がい者計画の素案としまして、資料 6 ですけれども、こういったような形を考えております。資料 6 の素案の中身は、今後また第 3 回の委員会のときに詰めていきたいと思っております。この中身はまだであり、このような計画として考えています。

次に、第 5 期能勢町障がい福祉計画と第 1 期障がい児福祉計画についてご説明させていただきます。

こちらは、国が示した「基本指針」及び大阪府が提示しております「第 5 期市町村障がい福祉計画及び第 1 期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえて策定を考えております。国の基本的な指針につきまして、資料 1 の 5 ページ目にあります「第 5 期障がい福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて」になります。

こちらには、主なポイントとして、前回もお話しさせていただきましたが、6 つございまして、「地域における生活の維持及び継続の推進」、「就労定着に向けた支援」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「障害児のサービスの提供体制の基本的な構築」、「発達障害者支援の一層の充実」が見直しの主なポイントとなっております。

この主なポイントの中で、次の 6 ページにございまして、国の基本指針から大阪府の成果目標に関する基本的な考え方が示されております。こちらは、資料 4 に大阪府の考え方をつけております。

また、障がい児福祉計画につきましても、資料 1 の 7 ページ目に考え方が書いております。これにつきましても、資料 5 に大阪府の基本的な考え

方というところが細かく書かれております。この資料4、5の大阪府の障がい児福祉計画の考え方をもとに、具体的な数値目標を反映させていきたいと思っております。

こちらの障がい福祉計画、障がい児福祉計画の素案といたしまして、資料7と資料8につけさせてもらっています。中身、内容につきましては、またこれからアンケートの結果ごとに大阪府の考え方もみていくところでございますけれども、この資料7、8の障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、第1回目の委員会のときに障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画という3計画を別々で策定していくことでご報告させてもらったのですが、この資料7、資料8の障がい福祉計画と障がい児福祉計画に関しては、内容として重複していることが多いこともございまして、また、計画の期間として3年計画といったところもございまして。今回、第1回目のときには二つ別々で計画を策定していこうと考えていたのですが、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を、1つの計画の中に1つとして作っていきたいと考えているところでございます。

今回の障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の骨子案についての説明は以上になります。

委員長

それでは、ただいま事務局から資料に基づいて説明をいただきました。計画の素案はまた次回のこの会の中で議論していきたいということです。本日は、次回までに事務局が案を作るために皆様からいろいろなご意見や、どうしていつていただきたいということです。おそらく皆様の中にも今事務局からの説明を聞いて、こういったことをもっと知りたいとか、こういうことはどうなっているのかとか、さまざまなご意見があると思いますので、ぜひご意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

委員

膨大な資料をずっと読みまして、今日の会議に向けて頭の整理をしていたのですが、やはり第2期能勢町障がい者計画は平成20年3月で、今回10年ぶりの計画策定になっていますので、中身については10年間の間に国や大阪府や市町村で、この間アンケート調査等々でだいぶ見直しのところがあると思います。中身を見ていたらまだ第2期能勢町障がい者計画の分がそのままになっていまして、例えば、能勢町だったら小学校、中学校といっても去年から統合されて1つになっているところとか、そういうこともだいぶ10年間の中で変化がありますので、それは次回でお願いします。

もう一つ、ポイントの中で施設の展開のところが、先ほど話があった中で、いままで第2期能勢町障がい者計画のときは7項目だったと思います

が、項目の関係でこれを変更、分かりやすくしているのかになります。前の第4章の施設の展開ですけど、これが施設基盤の整備は次の⑧ということで、これを今回暮らしの安心・安全を守る等々の推進を、今までだったら生活環境の整備とか役所用語的になっていて分かりにくいのですが、これを6にまとめられているのはどういった意味で施設の展開でしょうか。今まで整合性の中で第2期能勢町障がい者計画と第3期能勢町障がい者計画が分かりやすくなっているのです、そういう形でされたのが1つです。

それと、これが計画の中で一番気になったところで、それに基づいて推進体制も若干、今まで4項目だったのが7項目になったあたりです。それで、計画の基本的な考え方と、第3期能勢町障がい者計画で今回大きなテーマの中である「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち」というのですが、これが第2期能勢町障がい者計画まではなかったけれども、なかなかいいことだなと思っていました。それは例えば国の方針なのか、大阪府の計画なのか、これは能勢町独自で「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち」。こういう基本理念を打ち出したということは、私はいいなと思っていますけれど、どこから引っ張ってこられたのでしょうか。

その中で今まででしたら計画の基本的な考え方が第2期能勢町障がい者計画は第3章で計画の基本目標と計画の施策体系があったのです。今度、第3期能勢町障がい者計画の場合、基本理念と基本的視点が入ってきます。普通でしたらまず体系的に町の総合計画を、第何期能勢町総合計画があって、その中の障がい者の部門との整合性がまず言われます。

それと大阪府の障がい者計画は第4次が出ていますけれど、27年に改定されて、それが5年なのか10年なのか知りたかったです。

今回、この福祉計画とか障がい者計画を作るのに、いわゆる能勢町老人保健福祉計画とか、能勢町介護保険事業計画とか、能勢町次世代育成支援行動計画とか、能勢町地域福祉計画とか、計画がいっぱいありますが、これがいつから始まっていつ終わるのかということと、その整合性の関係です。それで、今回の第3期能勢町障がい者計画は10年なのか5年なのか。10年計画でしたか。9年計画ですか。

9年です。

だから、9年の中にそのほかの今の例えば大阪府の関係も9年になっているのか、合わせているのか。能勢町次世代育成の関係の計画とか、能勢町老人保健福祉計画、能勢町介護保険事業計画とか、能勢町地域福祉計画とか計画だらけですけど、いつから始まっていつ終わるのかなと。基本的

事務局
委員

には、やはり能勢町の総合計画がありますね。その福祉部分はいつ始まっていつ終わるのかを知りたいです。

この計画は、一応第3期能勢町障がい者計画の関係です。今回、なぜ第5期能勢町障がい福祉計画が、これも一応計画期間は3年間ですね。今回、第5期能勢町障がい福祉計画から、なぜわざわざあえて国の方向として児童だけ取り出して第1次障がい児福祉計画を作ったのかが私は分かりません。今聞いたら、別に第5期障がい福祉計画の中に児童も一緒にやってもいいのではないかということがありました。そのあたりがもし、国とか大阪府の方針と能勢町独自でやってもいいものかどうか気がになりました。

委員長

今、複数の質問がありました。おそらく最初の前半にご質問いただいたことは第3期能勢町障がい者計画の素案をご覧いただければ、その目次の箇所第3章の計画の基本的な考え方は、第2期能勢町障がい者計画のときには基本理念と基本的視点がなかったということで、なぜ新しく加わったのかということですかね。

それで、第4章の施策の展開では、なぜこのような枠組みでお示しをしているのかというご質問だったかと思います。

それから、計画に関しては市内にはたくさんのさまざまな計画があるということで、そのほかの計画との関連性とか関係性とか期間も含めて、そのあたりはどのようになっているのかということですね。

そして、最後に事務局からも説明がございましたが、障がい児計画を分けて第1回目で提案したけれども、なぜまた一緒にするのかについて、国や府の方針と齟齬がないのかというご質問だったかと思います。事務局、いかがでしょうか。

事務局

新しい第3期の能勢町障がい者計画で、前回までは計画の基本理念は、記載がなかったけれども、今回、この計画を作るにあたりまして、第2期障がい者計画から第3期障がい者計画に計画を引き継いでいくというところで、第2期能勢町障がい者計画の内容のところ、第2期能勢町障がい者計画では基本目標に共生社会づくりの推進、利用者思いの支援展開、総合的かつ効果的な施策の推進を基本目標に設定しておりまして、その中でどのような形で進めていくのかというところがございました。そこの考え方を引き継ぐというところで、この第3期障がい者計画には基本理念として第2期能勢町障がい者計画を引き継ぐ形で「住民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい共に生きるまち」というものを位置付けて、第2期能勢町障がい者計画の計画も継続的に第3期能勢町障がい者計画に反映させていくというところで作らせていただいたところでございます。

また、第2期能勢町障がい者計画の計画を第1回目にご配布していますが、策定の趣旨の冒頭に、第2期能勢町障がい者計画の「はじめに」というところで、「本町では誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう行政社会の実現を目指し、生活環境、雇用、就労、保健、医療、療育、教育などさまざまな分野にわたる施策を総合的に推進するため、このたび第2期能勢町障がい者計画を策定しました」というところで、第2期能勢町障がい者計画を策定しておりますので、それを第3期能勢町障がい者計画につきましてもは基本理念ということで確認、位置付けて今回反映をさせていただいたところでございます。

その次に、能勢町総合計画とか、地域福祉計画とか、さまざまな計画との整合性についてのご質問でございました。計画年次は、それぞれ、能勢町第5次総合計画については平成23年度から10年間という計画年次になっておりますので、今回、この障がい者計画を立てましたら、その途中で総合計画の見直しにはなろうかと思えます。当然、先ほど、担当から説明をいたしましたけれども、国の障害者基本計画についても、29年度中に策定で、5年計画でございますので、今回の能勢町の障がい者計画も9年計画ですので、途中で国の計画も見直しになってこようかと思えます。

その他、能勢町の地域福祉計画も、9年の間に、随時、計画の更新にはなりますけれども、その都度、それぞれの計画自体の整合性を図りつつ、もし、国の施策、府の施策の方向が変わった場合は、町の障がい者計画がそれと方向性が若干違うことになりましたら、その都度、見直しの必要性が出た場合につきましては、計画の変更も必要になってくるかと事務局では考えているところであります。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画の、先ほど説明させていただいた、資料7、資料8をイメージとしてお示しをしておりますけれども、これ一つにするという説明の仕方が悪かったかもしれませんけれども、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、それぞれ計画としては立てなければならないことで国から示されております。物理的に資料7と資料8、同じようなところを言及して、それぞれの施策の展開を明示していくところがございますので、計画自体は2本ですけれども、冊子としては1つにまとめる方が、皆さんがご理解しやすいのではないかなというところで説明をさせていただいたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ちょっと補足ですけれども、各種計画は、それぞれ目標年次がまちまちというところは、おっしゃるとおりでございます。今回、障がい部門で言いますと、障がい計画、障がい福祉計画と障がい児の福祉計画になってお

事務局

ります。これらは、当然、府や国と連動した形で進んでいくこととなります。当然、相互に連携を図る必要がすべての計画であります。例で申し上げますと、町の福祉を包含する形の地域福祉計画で言いますと、地域福祉計画の中にも障がいの福祉計画とか、障がい児の福祉計画の内容については、必要の都度しっかり改定をなささいという話で進んでおります。それぞれの目標年次がありますので、その年次、あるいは、その途中での改定も視野に入れて整合性を図って進めていくことになっていくことで、われわれも考えております。

先ほどありましたような、次世代育成の支援行動計画、今は「子ども・子育ての事業計画」という名前になっていますけれども、これにつきましても、障がい児の福祉計画と子育て支援は、当然、リンクをすることになりますので、その都度しっかり連携を図った内容で改定をしていくことで、臨機に対応を行っていくのは、それぞれの委員会にとっても、議論を踏まえて進めていく形になります。当然、介護の事業計画についても、今、年度策定業務に着手してしまして、来年度からの事業計画で進めていくことになっておりますけれども、これについても3年間でございます。これにつきましては、先ほど、冒頭に、委員長からもございましたように「『我が事・丸ごと』の地域共生社会実現に向けて」ということになりましたら、これは、子どもも、障がい者も、高齢も、ということで、すべてが包含されていく形で進んでいくこととなりますので、今、策定作業中の、次期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画についても、障がい計画も含めて、特に共生サービスについても言及する必要があるので、連携を図って、相互に策定をしていくことでご理解をいただければと思います。

委員長

よろしいでしょうか。

では、ほかに何かご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

すみません、私から、アンケート調査についての質問、基本的な確認ですけれども。まず、結果の概要のところ、どなたが回答されたかについての表があると思います。ご本人がご自身で記入という方と、ご本人の回答を他の方が代筆されたものと、もう一つ、ご本人以外の方が回答というふうにあるけれども、これは本人が回答したのではなくて、ほかの人が「本人は、こう考えているだろう」という前提で回答をしたのかどうかという、代筆との違いですね、それがどうなっているのかなということ、1点、教えていただきたい。

それから、もう1つが、関係団体事業者アンケートの結果について、こ

これはアンケートも、ヒアリングも、全部一緒に分析をされたのかということ、この2点、教えていただければと思います。

事務局

すみません、委員長、まず1点目にご質問をいただきました福祉医療の14ページの回答者の属性、記入者についてです。こちらは、本人が回答したのは55%、本人以外の方が代筆は14.2%、ご本人以外の方の回答が21.4%でございます。こちらは、先ほど、委員長がご指摘いただいたとおり、ご本人に成り代わって、例えば施設の方が回答をされたり、家族がご回答いただいたり、そういうような回答者の属性とご理解いただけたらと思います。

事務局

すみません、2点目、もう一度、お願いいたします。

委員長

36ページですかね、関係団体事業者の結果ですけれども、これはアンケートと聞き取り調査の結果を一緒に混ぜて分析をされているのかということです。

事務局

こちらに関しましては、ヒアリングをさせていただいている結果が、主な内容になっております。

委員長

アンケート結果は、同じところに掲載されているのですか。

事務局

こちらの36ページ以降に記載をさせていただいているものに関しましては、ヒアリングが主にはなりますけれども、アンケートで回答いただいているところも踏まえての対応になっております。

委員長

はい、分かりました。ありがとうございました。

では、ほかにご質問等いかがでしょうか。

委員

まず、障がい者計画ですけれども、この素案で6つに分けられているのが、ものすごく気になる印象を受けました。障がい者計画の中で、能勢町の自立支援協議会の位置付けがどうなのかというのは明記されていないですけれども、それをしっかりと入れてもらいたいことを書きました。私のところは、自立支援協議会の動きが全然分かっていないから、本当に機能しているのかという心配があるので、それをちょっとお伺いしたいのが1点と、それから府は第3期の障がい者計画の文言を「障がい者（児）計画」にしてもいいのか？

事務局

福祉計画ですか。

委員

かっこを入れて、大元の9年間の計画があるでしょう。計画案に「障がい者計画（児）」にする。それをやったら、福祉計画も1つにできるのではないかと思いました。児の部分も書いてあるから。それが、どうなっているか。それから、3年ごとの福祉計画です。第4期の福祉計画におかれては、いろいろな計画が達成されているかどうかを知りたいのがあります。

それから、福祉計画に、これから具体数字を入れようと思っているのだしたら、事務局ができるのかなと思って、それがちょっと心配になっています。できたら、単に数字を入れていくのだしたら、グループに分かれて、1回か2回ぐらい議論して入れた方がいい計画になるのかなと思います。その思いがあります。

委員長
事務局

では、事務局、お願いします。

まず、自立支援協議会が反映されているかですけれども、こちらは、障がい者計画、障がい児福祉計画と盛り込んでいけるかだと思います。あと、府の中で、例えば障がい者計画の中では、地域生活支援拠点の整備であったり、精神障がいの方に対応した地域包括ケアシステムの構築であったり、そういった内容を、自立支援協議会と関連していかないといけない部分が出てくるかなと思いますので、そのあたりを自立支援協議会の中でも議案として協議をしていく内容になって、そのあたりは説明していかなければいけないところかと思っています。

次に、障がい者計画のところ、かっこで「児」と入れればいいのかというところでは、障がい者計画と、障がい福祉計画と障がい児福祉計画と、大きく言ったら二つに分かれるのかと。障がい者計画というのは、施策を推進していくためにどういうふうな形で進めていきますというのが大きな内容になってくる。障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、その施策を推進していくための具体的な数値目標になってくると思いますので、障がい者計画に障がい児の福祉計画、すべての数値になるようなことを考えていますけれども、障がい者計画まででき、それはまだできないのかな。あとは、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、その施策に対しての具体的な数値目標を立てていくといったところで、内容としては重複しているところもあるかと思っていますので、計画は3つ立てていられるけれども、大きく2つになるかと思っています。

事務局

障がい者計画の中に、それぞれに関連する福祉計画がぶら下がるというイメージになろうかと思っています。大きく言いますと、障がい者計画についてはいわゆる施策の計画、福祉計画がいれば数値目標とか具体的な数値計画、目標計画という形になると思います。障がい者計画は、また、それにぶら下がる福祉計画として、どのように作り込んでいくかで、障がい者と障がい児を一本というところも含めた検討が必要だろうとわれわれは考えております。障がい者計画の中に、当然、障がい者の福祉計画、障がい児の福祉計画に委任しますという表現がその中に必要となるならば、その中に福祉計画に言及する文言を作り込んでいこうということにはなろう

と思います。今のところ、大きく、施策目標と数値目標という分け方をするのが適当だろうと考えております。

それから、前計画、現行計画の達成状況は、今、申し上げたように、まず施策としての達成状況の把握を庁内の各セクションに照会をかけて、今、取りまとめ中です。取りまとめはほぼ終わっているけれども、本日、資料としてお出しするまでには至っておりませんので、次回には、進捗状況、達成状況も踏まえてどう継承していくのかも作り込んだ素案としてご提示をさせていただこうと考えているのが、まず1つとなります。

それから、福祉計画は、先ほど申し上げたように数値目標になりますので、当然、現在の数値、達成状況等についても把握をした上で、どういう形で作り込んでいくというのを次回の第3回の推進委員会の中で、しっかりと継続性も含めて、あるいは新たな動きも含めて作り込んでいった素案として、提示をして、運用をたまわればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

では、お待たせしました。

委員

先ほどの事務局のお話によると、この中身については次に検討ですね。それはよろしいけれども、7ページで直しておいていただきたいのが障がい者計画の素案です。これは、随分前の法定雇用率なので、手直ししていただきたい。

事務局

そうですね。この資料の6から8は、イメージとして見ていただくために「こういうふうな形になりますよ」ということです。ここに書かれている文言は、前回計画のものを初めに挙げさせていただいておりますので、これがそのままではなくて、こういうイメージで、次、変わりますのでということで、ご理解をたまわりたいと思います。

委員

分かりました。

事務局

イメージだけということをご理解いただきたいと思います。

委員

その上で、質問というより、お願いですけれども、僕は、障がい児教育のところが大いぶまずいのではないかと考えています。

まず、先ほどの支援する・しないの話は別にして、障がい児福祉計画の中では、90年の子ども権利条約を中心に、教育については検討すべきだと思うのです。日本が批准したのは94年ですけれども、この資料の中に、基本的なところで「インクルーシブ」と出ています。インクルーシブとは、包括してやる、つまり、住民の誰もが包括してやるという意味も含めて。そこからいくと、資料の6から8、これは後からとおっしゃっているから、多少変更があることを望むのですけれども、あまりに支援学校の方にシフ

トしすぎではないでしょうか。これは、日本全体がそうだというのが分かった上です。共に学ぶ教育というのは、以前は日教組とか何かとかいう党派で立つのではなくて、国連の子どもの権利条約の中で「社会を構成して、未来を担っていくべき多様な子どもたちが一緒に学ぶ方がいい」ということで、条約に載っていますし、ちょっと考えた方がいいのではないかと思うのです。これは、なかなか意見が通らないかなと思いつつ、申し上げています。

例えば、全体的に障がい児は支援学校へというイメージがちょっと強い。せっかく学校もできたのですから、もうちょっと地域で迎え入れるというか、そういう努力というか。新しい学校は、歩いては行けないのですよね。車社会だから仕方がないかもしれないけれども、駐車場まであがったらすべてがバリアフリーだけれども、あがるまでは普通の車で、多分、あの近辺の人は歩いて通わなければいけないことがあります。僕のところの地域もそうですけれども。そうすると、当然、その地域で、その学校へ行くとしたら、ハードを工夫するか、あるいは送迎をする。今のバスとは別に、近所の障がい児が地域の学校に行くことになった時は、送迎まで含めて、考えないといけないのではないかと思います。この素案を読んでも、今は、完全に閉め出されている感じがします。これは全体のことなので、方向性として変えてくれたらできないのは分かっていますし、いろいろな子どもにあった教育が必要という考えが日本ではすごく強いのが分かった上で、もう少し普通学校に行くことができるような指針が必要ではないかというのが1点です。

能勢高校についても、以前は能勢高校が定員割れになったときに、学校の運動の中で障がい児を迎え入れようと大阪府と交渉する中で、現に障がい児が入っていたのです。ある意味で、それは能勢町が直接できることではないけれども、例えば要望を出すとか、障がい児を迎え入れるという。総合選抜制ですから、現実問題としては、知的障がいと言われる人が、なかなか入りづらいということはあるかもしれない。僕は、別枠で入った方がいいと思います。これは通りませんから、何らかの方法でそういう働き掛けをいつもしていくことが、この大きな指針の中に必要なのではないかと思います。つまり、インクルーシブ教育を実現していくためにというのが1つあります。

全体の達成率は、ずっと思っていたのですが。例えば、今の2.1というのは、確保しておかないと来年また上がりませんか。その先になると、また0.1上がることになっているから、書きようみたいなものを工夫してい

ただいたらいいかなと思うのが1点です。

全体として、いまだに「親亡き後」ということが残っていますよね。これは80年代のときに、だいぶいろいろ議論がある中で、地域で自立して障がい者が住民として暮らしていくというところに、現実問題とは別、現実にはそれが難しいことがあったとしても、10年計画の指針のときには「親亡き後」ではないか。福祉計画で10年前に書いてあるのは「親亡き後の生活支援拠点」という書き方をしていますけれども、それは各種の施設に戻っていくこととあまり変わらないのと違うのかな。そのところで、いまだに「親亡き後」というのが残っている。現実には、他市と比べても少し逆行しているような感じがするかなと思います。中身については言えるのですよね。今は、その2点ぐらいです。

委員長

事務局から回答をいただくのですけれども、大変申し訳ないのですが、何度か事務局からも説明がありましたとおり、資料の6から8に関しては次回の検討内容ですので、これは仮のものです。ですので、ここに書かれている表現や文言は、これは前のものを当てはめているとお考えいただいて、当然、変わりますので、それは、次回、きちんとしたものを、事務局から作成いただいたものをご提示いただいてから、ご議論いただきたいなと思います。

委員

これとは違いますか。これに載っているから。

委員長

いや、こちらの法定雇用率ですとか。

委員

それでも構わないです。ここに「親亡き後」が載っているの…

委員長

それも、また。ただ共通認識として、もう一度、事務局から説明があったとおりになります。

委員

私、三十何年間、ずっと運動しているので。統合教育をもちろんやっていますが、それを認識していない人が多いですから。

委員長

すみません、先に事務局から回答をいただいた後にお願いします。

委員

今の言葉も、親子を無視した発言だから、抗議をしたいのです。

委員

いいですよ、抗議して。

委員長

まず質問に対する回答を事務局からいただいた後に、ご意見をいただきたいと思いますので、まずは事務局から回答をお願いいたします。

事務局

資料1等にうたっているような内容は、それぞれ考え方といいたまうか、というところもございまして、必ずしも支援学校であるとか、施設であるとか、そういうことでの表現もございませぬので、そこに、もし誤解を招くようなことがあるのであれば、そこは計画として、長期間にわたって書いたものとして残るわけですから、そこは当委員会も含めてご議論

いただいた上でしっかり作り込んでいきたいと考えております。

それから、障がいのある子どもの通学については、本町においては、むしろしっかり充実した対応をさせていただいているという認識をしております。徒歩圏内であろうと、通学バスに委ねないと登校がかなわない児童・生徒についても、これは距離要件に関係なく、しっかり専用のバスといましようか、ハイエースによって就学の機会を確保させていただくというふうには考えております。当然にして、バス停、バスを降りる場所から第2系統、第2正門に至るまでの間について、障がいのある児童・生徒については車寄せまでしっかり送らせていただいて、バリアフリー環境の中で通学がかなっているものと考えておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、また後に委員様からご意見があろうかと思ひますけれども「親亡き後」等の、そういった表現については、それはまた今後しっかり見させていただく必要があれば、それはさせていただきますし、そうでないということであれば、誤解を招かないような、しっかり形容した形の文章を付け加えるなど、工夫をしてみたいと考えております。

能勢高校さんの状況について、ちょっとお話しさせていただきます。

事務局

ただいま、ご質問いただきました、能勢高校についてですけれども、これについては、大阪府教育委員会と能勢町教育委員会でもって、どのように能勢高校を改編していくかということで、プロジェクトチームを立ち上げて検討をしてみました。その結果として、現在、公表されておりますように、豊中高校の能勢分校という形で存続することが決まったわけですが、その種々、検討しておる過程においても、今、おっしゃっていただきましたように、そこで定員といいますか、通学する生徒を少しでも増やせるような施策として、障がいをお持ちの方の受け入れが可能という位置付けができないのかということで、これは能勢高校の校長先生からも教育委員会の方に具体の提案として、投げ掛けもされ、検討されてきました。ただ、残念ながら、大阪府としては、今後もそういう生徒の数が一定数、見込まれることが一定の判断基準になるので、将来的にはそういうことも当然ありうるけれど、現時点においてはそのままの指定といいますか、そういう位置付けをするのは難しいことで、今の形になっておることですので、ご説明をさせていただきます。

事務局

われわれとしても、それでいいのかということではないので。先ほど、委員様からもお話がありましたように、自立支援協議会でわれわれが抱えています困難事例、それは、今、中学生から高校に通う生徒の案件も、当

然にして支援学校という話も選択肢の1つとしてはありますし、施設という話も当然あります。能勢高校という選択肢も含めて、種々、調整、あるいは、われわれは要望をさせていただきます。われわれにできることはしっかりさせていただいておと思いますし、できないことについては、委員がご指摘のように、要望等の活動についてもしっかりさせていただいているのかなという認識でございますので、よろしく願いいたします。

委員長
委員

回答については、よろしいですか。

私、よろしいですか。「親亡き後」という表現が、あまりに時代遅れという表現があったから、頭がかちんとききました。

まず1点目、能勢高の問題は、自立支援協議会の中で、その件について私も30分以上だいぶ話をしました。出席された委員さんは、よくご存じです。ただ、自立支援協議会で、第4期の能勢町障がい福祉計画のときに、自立支援協議会のメンバーが、即、委員として、私の名前も入っていると思うのですが、そのときは私は副座長をしていて、第4期能勢町障がい福祉計画をまとめた経過があるのです。出席された方は、ご存じだと思うのですが、基本的には10年前の障がい者計画マスタープランであって、実施計画というのが3年ごとに見直していきましようというのが福祉計画です。国も、府も、市町村も全部やっている。別に福祉だけではなくて、総合計画は全部そうです。3年ごとに見直して行って、問題は予算との関係があるので、達成しているか、達成していないか3年ごとにチェックするのです。その資料が次に出てくるので、多分、100%無理だと思います。

そのときも、ともがきで1つつくりまますので計画に入れてもらった記憶があります。だから、各施設で、事業所の方で、もし何か3年後の間に計画されたことがあったら、事務局に言われたら、それに基づいて予算措置もしてくれますので、まず計画があったら、財政に言いやすいと思います。

実はともがきができたのは、私、25年前からずっと運動していて、箕面の支援学校、そのときは養護学校、高等部、高槻市を入れて北摂6市3町で仲良くしていた400人の会員がいまして、高等学校を卒業したらどこに行くのかというのが素朴な疑問だったのです。行き場所がないのです。グループホームとかは行けます。しかし、重度の方で、どうしても入所が難しい人はどうしようかということで、私が、「親が亡くなったらどないするんや」ということで「親亡き後」それをスローガンで3億のお金を集めたのです。それを25年前からずっとやって、16年前にオープンしたのです。6,000平米の土地を大阪府に交渉して、無償で受けました。また、10億の

建設費用を補助金等々でやって、今、16年目になっています。「親亡き後」ということが、障がい者を持つ親にとって「親が年取って死んだら、誰が見てくれんのや」と。兄弟関係で見てくれるかといったら、この間、NHKで9時からやっていたけれども、兄弟に任せるのは難しいし、そこまで人生を犠牲にしたらいけない。双子の妹に障がいがあって、親が疲れたと言っている。あれを見て、よく分かりました。

だから、ともがきは最後の砦。高等学校に行ったとしても、18歳以降になつたらどうするのか。30年、誰が見てくれるのか。学校の先生が見てくれますかと言ったら、できない。

義務教育の間はやってくれます。高等学校は大阪府です。うちの息子が小学校に行くときに養護学校は義務教育だったのです。ちょうど養護学校ができたときです。地元の小学校に行くか、それとも養護学校に行くかということで、就学指導委員会があって最終的に地元の小・中学校へ行きました。そのぐらい教育委員会と交渉して、そのころ、30年前ですから、まだ十分にできていなかったけれども、通学の保障と肢体不自由だから、中津病院にいるから理学療法士に来てもらって、スロープ化してもらった。それが、30年前です。

それから、その間、ずっと6市3町の親たちと連携しながら行った。最初は豊中市でしたけれども、今は箕面市のレベルが結構高いので、箕面市を参考に、各市、底上げで頑張ってくださいという感じで、それで現在に至っているのです。

最後の、国が言っているように、施設福祉から地域福祉に移行していかなければならない。それから、計画で何%という数値目標があるけれども、どうしても地域に行けない人もいますのです。拠点は、施設だったと日中活動で同行してとか、移動支援を使って、障がい者の生活を豊かにしていくという、そういう指導はできたのですよ。以前はなかったけれども。それは、やはり、指導者として言わせてもらうけれども、正直言って、われわれの年代の親が頑張ったのです。今の若い方は会員にもなっていません。世代が親子ほど違うからです。

今、若い方が会員になっていないことで問題になっているのは、この前、言ったけれども、私、面識もないですよ。同じ町内の会員に声を掛けても「私は……」という感じです。なぜかという、保育所とか、小学校とか、中学校、義務教育はいいけれども、ある程度、先生方のおかげで、教育委員会のおかげで、行政のおかげで、われわれはもう半ば透過で、自分は切り上げていったのです。徐々に、徐々に、予算を獲得して、良くなってい

ったのです。でも、一番問題になっている高等学校になってきたら、大阪府です。6市3町の親の会で、肢体不自由児の府の会長とか役員と交渉に行けたが、予算の編成がもう始まっています。

通学のバスの関係では、付き添いの関係とか、看護師さんとか。うちの子が行ったときは、付き添いを付けてくれました。それは看護師さんではなくて。バスも、今、箕面エリアだったけれども、能勢に回してもらったのです。そんなことも地道にやっていたのです。うちのことばかりしたらいけないけれども、先輩がしていたことを引き継ぎながら、ちょっとずつ、ちょっとずつ改善している。

だから、親亡き後を心配しているのは、当然、親のことがあります。それを軽く言われたので、ものすごく腹が立ったのです。私の生きがいです。やりがいです。人生そのものです。だから、それを分かった上で言っているのだったらいいけれども、単に、表面的です。

「能勢町は、数年遅れている」と言うけれども、僕は何も遅れていないと思います。なぜかといったら、箕面市が進んでいるけれども、豊中市も進んでいるけれども、いいところを皆取っているのです。吹田市も同様です。みんな、親たちが頑張っているから。最後、施設をつくるようになったら、残念ながら敷地がない、反対運動が起きる。お金があっても、地元の対策ができなかったらできないです。「子どもがうろちょろする」とか言って。

地元対策ほど難しいことはないです。民生委員をやった人でも、「ごもつともです」といってもすぐに地元に来たら中々できないです。これが、日本の難しいところ。総論賛成、各論反対になっちゃって。これを国がするのには、だいぶかかりました。その経過を知っているから。もちろん、ともがきもそうです。その地元対策で。それをずっとやるのが私の仕事だったのです。今でこそ、50人の施設、ショート、グループホームで、ずっとやって箕面エリアもやって、現在に至っています。

だから、申し訳ないけれども、別に行政を良くするわけでも何でもないけれども、ちょっとずつ、ちょっとずつ、良くなってくることは理解していただいて。もう39年の歴史がありますので、親子で歩んでいます。

最後のところは、やっぱり、ともがきやと思っていますので、よろしくお願ひいたします。能勢町は、大阪府下で、人口1万足らずですが、施設は多い。多分、人口規模でいったら一番で、これが、逆に言ったら、能勢町の売りだと私は思います。別に、マイナスの意味ではなく。裾野を広げていくのが私のやりがいで、人生の目標で、人権と福祉のまちづくりに

なってほしいというのが私の考え方です。

委員長

はい、まとめのお言葉をいただきました。

すみません、お時間がそろそろ迫ってきているけれども、まだこれ聞いておきたいとか、ここは言っておきたいことがあれば、あと、お一人、お二人ぐらい。はい、お願いいたします。

委員

よろしく申し上げます。資料1の最終7ページ「障がい児支援」のところで「平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する」というところで、これは、本町としてイメージとしては、定期ケアを待ってでしょうか。多分、実際にこれをするとしたら、2年ちょっとしかないとは思いますが。

委員長

事務局、お願いいたします。

事務局

この支援センターについても、全容がまだはっきりしていないところがあります。形だけというか、センターという人的な要件が、この間、QAで、府からおりてきた部分で言いますと、調理機能が要るとか、本当に、1つの施設みたいなイメージだという認識を今現在しております。そうなりますと、われわれであれば、行政機関のどこかにセンター機能を含んだことではないのかなと思ったりもします。

その中では、常に事業展開をなされている、それは障がいサービスの事業者なのか、あるいは介護も含めたいいわゆる行政サービスの中でやっていくのかということも視野に入れて、ここは検討を要すると。ただ、圏域で少なくとも1つになりますので、二次医療圏というか、福祉の医療圏で言いますと、比較的広い範囲になります。その中で、本町として、この児童発達の支援センターをどういう形で、圏域なのか、町単位なのかも含めて、今、検討をしております、明確なイメージというところまでは至っていないというところでご理解をいただきたいと思います。

委員

当然、その中身としては、②、③も入っているというイメージですよ。はい、分かりました。

委員長

それでは、ほかに何かご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。本来であれば、ご出席いただいているお一人の委員からご発言をいただきましたのですけれども、お時間がまいりましたので、この辺で事務局にマイクをお戻ししたいと思います。

すみません、アンケートの結果ですけれども、問23とか問28というのは、回答を見ますと、おそらく障がいの有無に関わらず、共通して地域住民の方々が感じられていること、また課題として抱えられていることと共通すると思いますので、ほかの地域福祉計画ですとか、その他、関連の政

策にも情報提供として共有していただければいいかなと思いましたが、問 44 の災害時に困ることは、本当に深刻な課題があるかなと思いましたが、こういったところも、具体的にどのように計画に反映させていくかについてご検討いただければと思います。

それでは、議題の 2 (1) については、以上とさせていただきます。

もう 1 つ、ありますね。議題の (2) がありました。「その他」です、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

すみません、次回日程でございますけれども、先ほどからご意見・ご指摘等を頂いたところでありますけれども、本日は素案の案ということで、アンケート結果とかが全く反映ができていない、イメージを捉えていただくための資料となっておりますので、その現状と将来にわたっての言及は一切いたしていないことでもあります。こちらについて、今の実績等も含めて落とし込んでいった素案という形で、しっかり出させていただきたい予定の会が第 3 回になります。先ほど申し上げたように、府からいろいろ言っている状況にありますので、そういったところも含めて作り込んでいかないところもありますので、お忙しい年末の 12 月でございますけれども、12 月中に開催をさせていただきたいと考えております。候補日としては、恐縮ではございますけれども、12 月 20 日、水曜日でございますけれども、午前中で調整をさせていただけることがかないましたら、ぜひとも 20 日あたりで調整をさせていただきたいと思っております。しかしながら、先ほども申し上げたように、国の動きと連動する形で、この時期でも早いということがもしあるならば、また、追って、その旨のご連絡申し上げての日程調整になるかも分かりませんが、この時期であれば、ほぼ素案として作り込めるのではないかと考えております。この後、委員会を経て、パブコメへ進めていきたいということで、皆さま方のご予定に差し支えなければ、このあたりで開催させていただければということで、ご予約をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

委員長

ただいま、事務局より、次回の委員会の日程に関するご発案がございました。12 月 20 日午前中ということで、皆さま、よろしいでしょうか。もしかしたら、また変更になるかもしれないということで、そのときにはご相談をさせていただくかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題は以上となりますが、もし、皆さまの方から何かご意見や、ここでご発言をされたいことがございましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか、ございますか。

それでは、特にないようでしたら、以上ですべての案件を終了させてい

ただきたいと思います。皆さま、大変お疲れさまでした。

では、これを持ちまして進行役を終了いたしまして、事務局にお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

皆さま方、お疲れさまでした。慎重な審議をありがとうございました。

それでは、最後に、副委員長の中田様から閉会の言葉を頂戴いたしまして、本日の推進委員会、第2回目の会議を閉じてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

副委員長

どうもお疲れさまでございました。第2回の「障害者計画等推進委員会」貴重な意見をたくさん頂きまして、どうもありがとうございました。本日は、これにて終了させていただきたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

全員

ありがとうございました。